

公民館の使用について

R4.4.1

◆ 公民館を使用できる期間

年末年始の休館日（12月29日から翌年1月3日）を除く、8時30分～22時00分

◆ 公民館は、地域住民の生涯学習や地域づくりの活動の場として使用できます。

◆ 公民館は鳥取市の公の施設です。次の場合は施設を使用できません。

- ・ 宗教活動 ・ 政治活動
- ・ 営利目的の商業活動
- ・ 個人的な使用
- ・ その他館長が不相当と認めた場合

◆ 公民館を使用する場合

責任者が来館、または電話で予約し、会場の空きを公民館職員に確認のうえ、使用できる場合は、「使用予約受付簿」に必要事項をご記入ください。

鍵は下記職員在館時間に受け取り、使用後は公民館使用日誌を記入して、施錠後は郵便ポストにご返却ください。

（職員在館時間）

月～金曜日：8時30分～17時00分（年末年始・盆・祝日を除く）

その他 ： 公民館事業等実施時

◆ 使用上の留意事項

- ・ 使用後は、電気・冷暖房・換気扇のスイッチは確実に切ってください。
- ・ 調理室を使用した場合は、ガス・水道の栓は確実に閉めてください。
 ※ 火気を使用する場合は、必ず複数人以上で使用してください。
- ・ 使用した部屋は必ず清掃し、備品等は所定の場所に戻してください。
- ・ 施設、設備、備品等に破損、故障が生じた場合は必ず連絡してください。
- ・ 出されたゴミは、お持ち帰りください。
- ・ 館内、小学校敷地内は禁煙です。
- ・ 使用終了後には「公民館使用日誌」を記入してください。